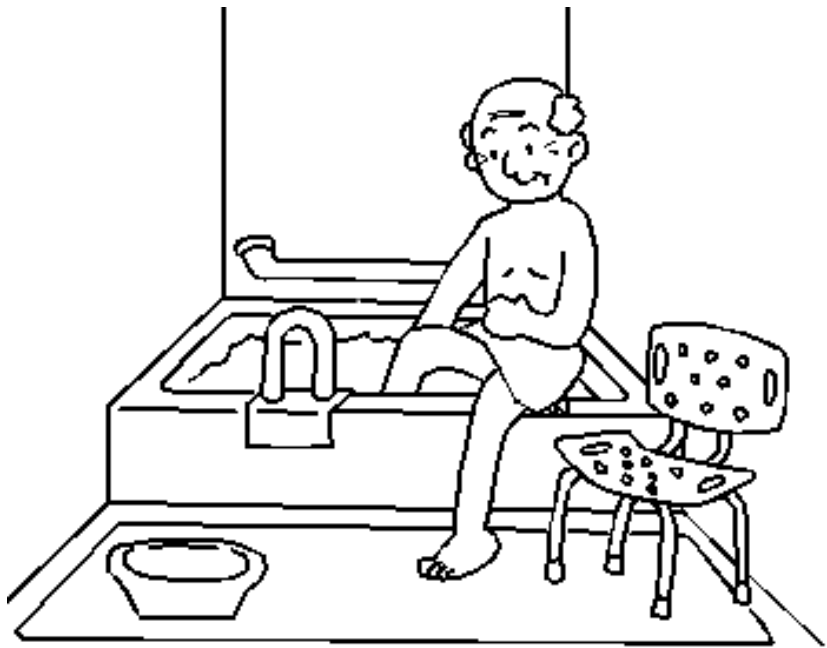


事業 優先順位		4	細事業:介護予防福祉用具購入費給付							整理 番号	05
目 的		要支援状態となった者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な特定福祉用具購入に係る給付(保険給付)を行う。									
目 標		要支援状態となった被保険者の在宅での生活を支援する。									
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	平成18年度	根拠 法令	介護保険法第56条					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費 (決算額) (千円)		2,750	3,408	-658		総コスト (千円)		4,656	4,598	58
	財源内訳	一般財源	984	1,235	-251		内 訳	事業費	2,750	3,408	-658
		国府支出金	967	1,181	-214			人件費	1,906	1,190	716
		地方債	0	0	0			公債費	0	0	0
		支払基金交付金	799	992	-193			一人あたり (円)	42	41	1
			0					世帯あたり (円)	99	98	1
			0				職員数 (人)	0.25	0.15	0.10	
			0				再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00	
今後の方向性		介護給付の適正化について努めていく。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした要支援被保険者および65歳以上の要支援被保険者のうち居宅サービス等受給者。 年間延べ人数:143人(計画値)						
	A	A	B								



細事業：介護予防福祉用具購入費給付

1. 介護予防福祉用具購入費給付

要支援状態となった者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な特定福祉用具購入に係る給付を行い、要支援状態となった被保険者の在宅での生活を支援した。

対象特定福祉用具

- ・入浴補助用具
- ・腰掛便座
- ・簡易浴槽
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・移動用リフトのつり具の部分

要支援被保険者が特定福祉用具を購入した費用について、請求により審査を行ったうえで、当該要支援被保険者等に介護予防福祉用具購入費を支給した。

(1) 償還払い支給件数及び支給額

費用の全額を事業者に支払い後、利用者の払い戻しの申請に対し給付を行った。

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護予防福祉用具購入費 償還払い	71	1,447,366

(2) 受領委任払い支給件数及び支給額

利用者の一時的な経済負担を軽減するため利用者は自己負担額の一割を支払い、残り9割を事業所へ給付を行った。

サービス種別	支給件数	給付額（円）
介護予防福祉用具購入費 受領委任払い	55	1,302,337